

平成30年度 第2回

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象） 実施要項

1 研修の目的

平成24年度から施行された改正社会福祉士及び介護福祉士法に基づいて、たんの吸引・経管栄養（以下「特定医行為」という。）を実施することができる介護職員等を養成することを目的としています。

2 受講対象者

- (1) 山口県内の次の事業所等に就業している介護職員・保育士等で、特定の利用者に対して特定医行為を行う必要のある者
 - ①介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護、訪問介護事業所、通所介護事業所等
 - ②障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所、障害者支援施設
 - ③児童福祉法に基づく障害児入所施設、障害児通所支援事業所
 - (2) 過去に本研修を修了していて、認定を受けた以外の利用者に対して特定医行為を行う必要がある者
 - (3) 過去に本研修を修了していて、認定を受けた以外の特定医行為を行う必要がある者
(例：口腔内喀痰吸引のみ過去認定を受けていて、新たに経管栄養を実施する 等)
- ※(2)(3)の過去に修了された方も、本研修を申込み、受講決定後、実地研修期間内に実地研修をしなければ、新たな利用者又は行為の追加はできません。

3 受講対象とならない者

- (1) 医療機関、介護療養病床、特別養護老人ホーム等の高齢者の介護施設等に勤務する職員
 - (2) 「不特定の者（全ての方）」に対して特定医行為を行うことを希望する介護職員等
- ⇒来年度開催予定の「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象）」を受講してください。

4 受講要件

- (1) 利用者の同意
利用者本人から、実地研修の協力について了承が得られていること。
※本人の意思が確認できない場合はその家族等から了承を得ること。
- (2) 実施研修指導者の確保
看護師等の指導者から、実施研修への協力かつ研修後特定の利用者に対する連携体制について了承が得られていること。
※指導者は原則として、介護職員と同一の事業所又は法人に所属していること。

5 受講料

無料

6 研修内容

(1) 介護職員等研修（新規・再受講者、希望者）

定員 50人

①基本研修（講義・演習）

- a 日時 平成30年12月10日（月）、11日（火）の2日間
 1日目 午前9時から午後5時まで
 2日目 午前9時から正午まで
- b 場所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修棟
- c 講師 鼓ヶ浦こども医療福祉センター 医師 池田 卓生 氏
 済生会山口総合病院 看護師 福永 紗織 氏
 看護師 阿川 礼子 氏
 医療法人水の木会 統括本部長 佐藤 正昭 氏

	第1日		第2日
8:40		8:40	
9:00	受付	9:00	受付
	【講義】 「たん吸引等を必要とする 重度障害児・者等の障害及び 支援に関する講義」		【講義】 「重度障害児・者等の地域生 活等に関する講義」
12:00	休憩	11:00	休憩
13:00	【講義】 「緊急時の対応及び危険防 止に関する講義」	11:10	【筆記試験】 30分程度 ※終了時間は筆記試験の結果によ り前後する
16:00	【共通演習】 「たんの吸引に関する演習」 ※手順の確認を目的とし、評価 は行わない	12:00	【試験結果の発表】 ※得点が7割以上9割未満の場合 再試験
17:00	【筆記試験】 ※経過措置適用者で、たん吸引 を修得しており、経管栄養を加 えて行う者のみ対象 【試験結果の発表】		

医政局長通知に基づく経過措置適用者（※）でたんの吸引を習得している者が、経管栄養を追加する場合は、研修各回の1日目の午後の講義（3時間）、及び演習（1時間）を受けていただき、当日行う筆記試験に合格すれば、実地研修に進むことができます。

（※）経過措置適用者については別途、認定の手続きが必要です。詳しくは県ホームページ（<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a14100/index/tannkyuunn.html>）で確認してください。

②筆記試験（新規・再受講者）

- a 日 時 平成30年12月11日（火） 午前11時10分から
- b 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修棟
- c 出題形式 客観式問題（四肢択一） 20問
- d 試験時間 30分
- e 合格基準 正答率9割

※正答率が7割以上9割未満の場合、一度に限り再試験が可能ですが、合格基準を満たさない場合は来年度以降（1）介護職員等研修から再受講する必要があります。

※経過措置適用者で、たんの吸引を修得している方の試験は研修1日目（12月10日）に実施します。問題数は15問、試験時間は15分です。

（2）指導者養成研修 別添1参照

①新規受講者

- a 指導者養成研修申込者調書（別紙3）の全てを記入したもの
- b 推薦書（別紙4）

上記2点を介護職員の受講申込と同封し送付

②既受講者

- a 指導者養成研修申込者調書（別紙3）の1～3を記入したもの
 - b 推薦書（別紙4） ※過去のもの使用不可
 - c 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成研修（特定の者対象）」受領書写し
- 上記3点を介護職員の受講申込と同封し送付

※過去に受講済み（②に該当）の方は、再受講し指導者養成事業報告書を提出する必要はありません。

※複数人の指導にあたる方は、書類を各1部のみ提出してください。人数分準備する必要はありません。

（3）実地研修（全共通）

- a 日時 平成31年1月25日（金）までの、利用者・指導者と調整した日
- b 場所 利用者のいる居宅等
- c 講師 受講者が依頼した看護師等の指導者（（2）指導者養成研修受領書を有している者）
- d 内容

口腔内喀痰吸引 鼻腔内喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	利用者に必要な行為を実施 評価票全ての項目について、指導者の評価結果が連続2回以上「手順どおりに実施できる」となるまで実施
---	--

実地研修中に発生した偶然な事故に起因して、他人の生命身体を害したり、他人の財物を滅失・破損若しくは汚損した場合に備え、受講者を対象として、損害賠償保険に一括で加入します。保険料は山口県社会福祉協議会が負担します。但し、上記期間中のみであり、期間外に発生した事故等は補償されませんので、必ず期間内に実地研修を終えてください。

- e 報告 実地研修終了後は、平成31年2月1日(金)【**必着**】で実地研修実施報告書及び評価票を提出してください。
※報告書の提出が無い場合は修了証の発行ができません。次回開催時に再度申込みが必要になりますので、事務局に連絡してください。

(4) 修了証の発行

実地研修実施報告書を締切期日までに提出した者に対し、山口県で指定された様式に基づき修了証明書を本会で交付します。

7 研修後の効果

- (1) 当研修で、実地研修を行った方（利用者）に対し、実地研修で行った特定医行為のみを行うことが可能になります。

【例】実地研修でAさんに、口腔内のたん吸引を行い修了した。
⇒Aさんにのみ、かつ口腔内のたん吸引のみが可能。
Bさんや、その他利用者へ口腔内のたん吸引はできない。
また、Aさんへの鼻腔内特定医行為もできない。

- (2) 当研修を修了しても、ただちに行為を行うことはできません。認定者及び事業者としての登録が必要になります。

8 申込み方法

- (1) 介護職員等研修（新規・再受講者）

「受講申込書（別紙1）」及び「受講要件等チェック表（別紙2）」を全て記入の上、指導者に関する書類「指導者養成研修申込者調書（別紙3）」、「推薦書（別紙4）」、「受領書写し（該当者のみ）」と82円切手を同封して、山口県社会福祉協議会福祉研修センター宛てに、必ず郵送によりお申込みください。

- (2) 介護職員等研修（既受講者）

「受講申込書（別紙1）」及び「受講要件等チェック表（別紙2）」を全て記入の上、「過去の本研修（特定の者対象）修了証写し」と、指導者に関する書類「指導者養成研修申込者調書（別紙3）」、「推薦書（別紙4）」、「受領書写し（該当者のみ）」と82円切手を同封して、山口県社会福祉協議会福祉研修センター宛てに、必ず郵送によりお申込みください。

- (3) 指導者養成研修

6 (2) 指導者養成研修 参照

※介護職員等研修の指導者として指導するには、特定の者対象の「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成研修」を修了している必要があります。今回新規に受講し、指導者として指導することも可能です。

9 申込み期限（山口県社会福祉協議会福祉研修センター 必着）

～平成30年11月15日（木） ※期限を過ぎての受付は行いません。

10 受講決定

受講可否については、11月26日（月）までに申込者へ通知します。

11 その他

- ・遅刻、欠席、早退等により全日程を修了できない場合、修了証明書は発行できません。
- ・学習意欲に著しく欠け、研修態度が他の受講者の迷惑になると事務局が判断したときも、修了証明書の交付ができない場合があります。
- ・昼食は持参するか、施設併設の食堂を利用してください。
- ・本研修の申込者に係る個人情報、本会規定に基づき、本研修の企画、受講者名簿の作成、管理等、本研修に関することのみ使用します。

12 問合せ先

（1）研修内容に関すること（研修申込み先）

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉研修センター（担当：武居^{たけすえ}、西村^{にしむら}）

〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 山口県セミナーパーク内

TEL 083-987-0123

（2）研修事業全般及び受講要件に関すること

山口県健康福祉部 障害者支援課施設福祉推進班（担当：古谷^{ふるたに}）

山口県セミナーパーク周辺地図

